



[その101]

東京大学名誉教授

米倉 明

目 次

- 1～27 米倉明「法科大学院雑記帳——教壇から見た日本ロースクール」（日本加除出版、2007年6月）を参照。
- 28～59については同書Ⅱ（日本加除出版、2010年2月）を参照（ただし、途中、未収録論稿あり）。
- 以下、近刊の論稿として
- 86～93
- 94 法科大学院制度改革にあたっての留意点（No692）
- 95 法科大学院制度を廃止し、旧司試を復活させれば済むのだろうか（No693）
- 96 法科大学院の統廃合はナンセンスでないか（No694）
- 97 せめて終りでは、受験勉強不要にしたい（No695）
- 98 新しい展望がなさすぎる——法曹養成制度検討会議中間提言に接して（No697）
- 99 法学部教育の甘さ——法科大学院では手遅れなのではないか（No698）
- 100 法曹用教養科目の履修について

地方自治体による弁護士採用の推進を願う

まず、私の願いを述べよう。弁護士の職域開拓の一環として、近時、地方自治体（以下、自治体と略称）が、その常勤職員として、弁護士を採用することを耳にするようになった。もっとも、今のところは任期付きということではあるが、これは大変良いことが始まったと思う。そうした企てのトップランナーは兵庫県明石市とあってよく、とりわけ同市長泉房穂氏の英断と卓見に私は共鳴し、深く敬意を表したい。このような優れたリーダーが出現したことは、わが国にとってありがたいことである。

自治体の常勤職員としての弁護士（以下では自治体弁護士と略称する）は、全国的にみてまだ少数であるし、その増加の勢いも弱い。しかし、自治体弁護士は

徐々に増えつつあり、その将来性は大きい。というのは次のとおりである。

まず、需要・供給という観点からすると、需要側の自治体にしたら、いわゆる地方分権改革の推進により、法令にもとづく行政をもはや国に頼ることなく、自治体独自の見識・判断（それを形成する中心には、顧問ではなくて常勤の法律家がいなければなるまい）に依拠して遂行する必要性が今後高まるばかりであるし、他方、供給側の弁護士からすれば、ここ当分は弁護士の供給過剰が続くだろうから、自治体弁護士という形の弁護士業務を選ぶ弁護士が不足するということが、おそらくないであろう。

次に、弁護士業務という観点からすると、訴訟以外の分野にも弁護士の仕事が広がる必要があり、現にそうなりつつあるのだが、自治体弁護士として自治体（究極的には同住民）のために働くことは、公私両法にわたる広範囲の法務を扱うことを意味し、特に条例策定という立法作業に携わることは一般の弁護士が体験しにくいことであって、自治体弁護士の成長・修業の得がたい糧になるはずである。

最後に、より巨視的な観点から自治体弁護士の存在意義を考えると、自治体弁護士こそは「法の支配」を津々浦々に浸透させる（「司法制度改革審議会意見書」ジュリスト1208号、2001年、187頁左欄参照）先兵なのではないか。換言すれば、自治体弁護士こそは、司法改革実現のための推進役なのではないか。民事事件の依頼（これはわが国では当分の間、大きくは伸びないだろう）に弁護士が応ずることを通じて、法と国民との間の距離を縮めるよりも、自治体弁護士の普及を通じてのほうが、法と国民との間の距離を縮めるには（ひいては「法の支配」の浸透をはかるには）、ずっと効率的な気がするがどうだろうか。

それにしても、まだ始まったばかりの自治体弁護士の採用には関係者の御苦労があるだろうし、採用された自治体弁護士にも、外からは窺い知れない御苦労があることだろう。しかし、それに負けないでほしい。採用に踏み切った自治体にしても、「変り者首長の思い付き」などという半ば中傷にたじろぐことなく、自治体弁護士（とその採用）こそは、住民自治、司法改革、日本改革の正道なのだ、自信をもって前進していただきたい。

以上の私なりの願いを承けて、以下述べる。

まず、自治体弁護士の採用状況について、簡単に触れておこう。2013年6月4日現在（明石市調べ）において、計46名が自治体弁護士として採用されており、ほかに7名が採用予定となっている。明石市が採用5名（同時採用）で突出しており、次いで東京都4名（同時採用でない）がこれに続き、残る自治体が1～2名ずつ（1名が多い）といったところである。

私が接し得た報道によれば、地方分権改革は量的削減（職員・予算の削減）にとどまらず、質的改革におよぶ必要があり、自治体弁護士の採用はその表われであるとして、好意的に論評されている。山形新聞2013年4月6日所掲の土屋美明氏「憲法スケッチ」、および、自治日報（1面）2012年4月6日所掲の北川正恭教授「分権改革は量的削減から質的改革に～明石市弁護士5名同時採用～」を参照されたい。自治体弁護士採用の最先端をいく明石市の考え方については（同市は一挙に5名という採用数ばかりでなく、任期も5年ということで他の自治体を大きく引き離している）、同市長泉房穂氏の見解（「明石市における任期付弁護士職員の採用・活用による地域主権への取り組み」市政NOVEMBER2012, 29頁以下）をぜひ参照されたい。以下の本稿はこの泉氏の論文（これは自治体弁護士論の必読文献である）に負うところが大きいことを記しておく（統計数字を含めて上掲の諸文献に接し得たのは、弁護士高村浩氏の御厚意による。ここに謝意を表す）。

こうした自治体弁護士採用の動きに対して、国として何かすべきだろうか。例えば、自治体弁護士の処遇についてのガイドラインを示すなどすべきだろうか。ガイドラインが示されれば、処遇について迷っている自治体としてもよりどころができて、ひいては、自治体弁護士の採用がそれだけプッシュされるかもしれない。法科大学院を作り、過剰な弁護士を世に送り出すことになった国としては、せめてガイドラインくらい策定したらどうか。私も少し前まではこう考えていた（拙稿「新しい展望がなさすぎる（副題略）」本誌697号, 2013年, 73頁参照）。

しかし、今の時点では、国が出てくる必要はないと思うにいたった。明石市長の論稿から感得できることだが、自治体は各自治体のニーズをしっかりと踏まえて、しっかりと考える力があるのだから、自治体自身の考えに一任しておけばよい。自治体相互の情報交換を経て、適正なところに落ち着くのを待てばよい。私はこう思うようになった。一刻も早く、自治体は国に依存しないで、自分の判断で決めるようになっていくべきで、また、少なくとも、自治体弁護士の採用に関する限り、そうする能力は十分にある（泉前掲論文から、このことは感得できる）。そうであれば、自治体に委ねておけばよいではないか。

次に、自治体弁護士を採用することのメリット、換言すると、自治体が同弁護士にしてほしい仕事、同弁護士に対して求める力はどのようなものだろうか。それは要するに、自治体の政策法務の推進、政策法務力の向上ということである（泉前掲論文30頁参照）。より具体的に、以下の3点に分けて述べてみたい。

第1に、自治体における立法活動の中心となって、同活動を推進するのが自治体弁護士の最重要の任務である。

既存の法令の解釈ではまかないきれない問題が、昨今の自治体には山積してい

る。それに対処するために条例を策定するというのはやさしいが、いざ策定作業にとりかかってみると、準備作業（数次の実態調査、資料収集とその消化・整理）、利害対立の把握と調整の方向づけ、条例制定ができた場合の副作用の予測、条例の実効性確保策の工夫（せっかく条例が制定されたのに脱法されては意味がない）、他の法令との整合性、条文化作業、制定前および制定後における住民向けの説明等々、実に多くの細密な知的作業を必要とするのだ。こうした立法活動の中心に自治体弁護士をあてて（これぞ最適の人材である）、もちろん一般職員との協力の下に、各自治体（地域）の特殊性をしっかりと踏まえた立法を実現する（条例策定・制定にいたる）。これが将来の、いや既に現在の自治体に要請されていることなのであり、その要請の度合いは高まる一方であろう、と私は推測する。もっとも、私の情報不足のゆえであろう、それに加えて、自治体弁護士が登場して日も浅いこともあってか、同弁護士が中心になって自治体条例を制定するところまで進んだ事例をまだ聞いていない（泉前掲論文31頁、第3段は、条例制定は今後の予定であるとする）。しかし、条例制定の必要性は高まるばかりで、自治体の中には条例制定に向けて動き出している例もあり（大阪府箕面市長・倉田哲郎「まちの課題解決のための条例制定（副題略）」前掲市政誌25頁以下。「ふれあい安心名簿条例」、「カラス条例」の制定プロセスは興味深い。自治体弁護士はまだ登場していないようである）、それも自治体弁護士の関与が既に濃厚になっている例がみられる（千葉県流山市長・井崎義治「市民のニーズに的確に応えるために～政策法務能力の向上への取り組み～」前掲同誌23頁第3段、受動喫煙防止条例案の検討が問題になっている）。私としても、今後これらの動きに注目していきたい。

自治体弁護士として働く弁護士にしてみれば、一般市民を顧客とする民事事件の弁護士よりも、立法活動をもカバーしなければならないだけ、仕事の範囲は広く、かつ、公的な影響をおよぼすことになり、という意味で負担は重くなるが、それだけやりがいがあるし、弁護士の修業という観点からみても、ぜひ1度や2度は経験してほしいものである。

上述したところでは、立法活動＝条例の制定について触れたが、立法活動あるいは準立法活動というべき、所属の自治体を当事者とする契約締結、国又は他の自治体との間での協定締結もあり得、その場合にも、自治体弁護士の活躍の場は大きいはずで、また、大きくなければなるまい。

例えば、原発再稼働に承認を与えた地元自治体Aに対して、周辺自治体Bは、もし将来原発事故が起きてB（およびその住民）が損害を受けた場合には、Aに対して、その過失の有無を問わず、損害賠償を請求することができ、その賠償の担保として、Aは金1兆円を信託財産として信託銀行に継続的に預託するほか、Aの保険料負担において賠償保険契約を保険会社と締結する。なお不足する賠償

額については別途請求するものとする旨の協定の協議に入り、協定締結にこぎつけるべく鋭意努力するべきである。

福島原発の事故が現実起きた以上、もはや安全神話は崩れ、これからは事故はあり得ると考えるべきである。それなのに敢えて再稼働を承認したA（およびその住民）は原発事故という不法行為を招来する元兇ともいえ（再稼働を承認しなければ、原発が動き出すことはできなかったことを思え）、従ってB（およびその住民）に対して不法行為者（加害者）といえるくらいなのだから、BがAに対して上記の趣旨の協定締結を求めるのはむしろ当然で、Bとしては、Bの住民保護のうえからも当然のことである。

福島原発の場合には前例がなかったゆえ、この種の協定締結まで思い付かれなかったのは仕方がないけれども、これから先は、もうそのようなことは通らない。私が見るところ、地元・周辺両自治体とも、こうした賠償方法の予定をめざす協定の必要に鈍感なようである。特に再稼働を承認する地元自治体は、潜在的加害者（停止条件付加害者）なのだということを意識してもらわないといけな。再稼働承認はいいが、時としてとんでもない賠償負担を追求されることになることを忘れないでほしい（もっとも、このこと自体はたとえ協定がなくても変りはないことである）。

上記の協定を締結しておけば、事故が起きたとき、賠償するしない、いくらするのかなどについて争う必要性が大きく減じ、それだけ被害者も裁判所も楽になるのだ。危険物に対して担保の提供を求めるのも当然の発想で、別段珍しいことではない（民法199条を参照されたい）。上の例でいうと、原発事故が起きたとき、BはAに対して賠償請求し、信託財産や保険金による賠償を受け、なお不足の場合には、Aが国や電力会社に対して取得する損害賠償債権を差し押えることになるだろう。私としては、BおよびBの住民個人がAの住民個人に対しても（少なくとも、その者が再稼働に賛成の意を表していた場合のその個人に対しては）損害賠償を請求し得てしかるべきだと考える。法律的論点をもっと詰める必要を感じつつ、この場ではここでやめておこう。ぜひ、周辺自治体の自治体弁護士は大いに活躍してほしい。これぞ予防法務の最たるものである。

話が脱線した感じがする。本筋に戻って先に進もう。そこで第2に、自治体（より正確には、自治体、それを支える職員）の法令解釈能力を向上させることが自治体弁護士の、立法活動に劣らぬ重要任務である。

これまで自治体の法令解釈能力は一般的には必ずしも高くはなかった。とかく無反省の先例踏襲、中央官庁の判断への盲目的依存でことを済ませてよしとし、ひんしゆくを買ったことも多い（北川教授の指摘、前掲自治日報紙第3段末を参照されたい）。

ひんしゆくを買った例といえ、最近の新聞報道からも拾うことができる。毎日新聞2013年6月21日朝刊、統12版、第25面の伝えるところによれば、ネットカフェMが運営する「シェアハウス」の利用者がMから退去を迫られ、国の住宅支援給付制度による家賃補助を申請したのに対し、申請を受けた東京都千代田区は、「できない」と答えた。その理由は、受給要件として「住宅を喪失または喪失するおそれのある」と定められているところ、Mは住宅としてでなく貸しオフィスとして貸していると述べているので、申請者の受給要件が満たされていないことになるからだ、というのである。いかにも手抜きの解釈ではないか。貸主Mが住宅でないことと述べたということに得たりとばかり飛び付いて、「住宅」でないからダメだ、ハイ終りということで1件落着とした。問題の貸借の実態はどうであったのか、貸主Mの陳述を疑って調べてみるという発想は浮かばないのか。断われた住民が困窮する可能性が大きいのだから、なおのことである。これは社会保障法領域におけるルールの解釈問題であって、その場合の解釈の常識としては、住宅と称しているかないにかかわらず、利用の実態はどうかこそが決め手になるのだ。住民に配慮するのであれば、実態を調べてみるなりして、そのうえで（あるいはいきなり）中央官庁にお伺いをたててみたらどうか（そうすることはかねて得意のはずだろう）。同報道によれば、こうした千代田区の解釈は参議院厚生労働委員会で取り上げられ、厚生労働省社会・援護局長村木厚子氏は答弁で、「そこまでしゃくし定規な運用をしなくていい。使える制度はきちんと使っていただく形にしたい」と述べた。本省までくると、やっとまともな解釈がされることになるのだ。

私は千代田区の公務員諸氏に何か含むところがあるわけではない。しかし敢えていうと、この家賃補助拒絶ケースは、またもや、自治体職員の法令解釈能力の低さを天下に露呈することになった。法令解釈技術の初歩がわかっていないのだ。問題の法令の立法趣旨は何か（だれのどういう利益をどう保護しようとするのか）、文言はあくまで一応の手がかりであって、それに固執し過ぎてはならない、特に当事者の用いていることば（あるいは形式）に重きを置き過ぎないように用心せよ、ことばや形式よりも実質はどうか、特に社会保障法の領域では（弱者保護が必要である）、一般市民法領域以上に生活実態・実質に留意しなければならない、等々の法令解釈技術、もっといって、先例の射程はどうか、その解釈を採用したとき、そこから導かれる結果は果して妥当なのかと自問して、妥当性に疑問ありと感じた場合には、さらに考えをめぐらしてみる（もちろん必要なら実態を調べることに乗り出す、同僚・上司の意見を徴してみる）。このケースを扱った公務員には、今述べた法令解釈技術の初歩、基本的心がまえが欠けていたというしかないだろう。こんなことでは住民は困る。もっと慎重に、住民のためを思って悪戦苦闘し

ていただきたい。「仕事減らし」、「文言のせいにする責任逃れ」が先に立ってしまっていて、肝心の住民はどこかにかすんでしまっているのではないか。

まだ申すべきことがある。この家賃補助拒絶ケースでは、適用されるルールの中に「住宅」という文言があった。もしルール中に手がかりとなる文言が見当たらないときは、「何も定められていないから」何もできません、とでもいうのだろうか。より一般化していうと、「条文がないときは、公務員は何もできないし、すべきでない」とでもいうのだろうか。お役人がこういって、住民のもっともな要請を断る例は多くあるのだが、本当にこれでよいのか。

法学部教育を受けて、講義をしっかりと聴いてきた人なら、「条文がなくても法解釈（例えば類推適用）はするし、しないといけない」と習ったはずだ。法解釈どころじゃない、法創造までしてのけるべきなのだ、と教えられたはずだ。現にこれを実践しているのが裁判官であるが、行政官にしても同じことで、条文がないから何もできませんといっているのは、目前の住民の需要に応じられなくなるだろう（東日本大震災のもたらした災害からの復旧作業の中には、条文の想定外のことが次々と登場したはずである）。行政官にしても法創造を臨機応変にする必要があり、またそうすべきなのだ。行政官の場合には、そのヒエラルヒーのトップに立つ者が、自己の責任において、「この非常事態下、国会の立法を待ってはおれない。直ちにこうせよ、ああせよ。責任は自分が一切取るから、安心してせよ」と指示して、スピーディな対応を図るべきなのである。条文がないからできないなどは、住民に対する責任を回避するも甚しいことである。

もうずいぶん昔になってしまったが、末弘厳太郎博士は述べておられた。即ち、「(前略) 現在一般の役人は彼らが法規的に行動することを命ぜられていることから、ただちに法規の不存在は行動の不可能を意味するという結論を導き出しているように考えられる。彼らといえども、行動の必要を感じ、しかもその規準たるべき法規を発見しえない場合には、事物の性質に応じてみずから適当なる法規を創定しつつ、これに従って行動しさえすればいいのである。」と。ダメ押し的に同博士は付言されている。即ち、「法規の不存在によってとかく行動の拒絶を理由づけようとするのが、現在の役人一般に通ずる弊風であって、私はそれを法治主義の誤解に由来するものとして排斥したいのである。」（「役人学三則」佐高信編、岩波現代文庫、12頁）と。これについては、もう何も説明を要しないことと思う。

要するに、自治体弁護士は所属する自治体職員の法令解釈能力向上に常々留意していただきたい。自治体職員にしても、遠い存在ではない身近な存在、自治体弁護士というアクセスのしやすい先生であれば、教えを受けるのを妨げる壁もなく、赴任してきていただいてよかったということになるに相違ないのである。話は教育の話になった。実はこれが次の主題なのである。これを「第3」として述

べよう。

第3として述べるべきは、自治体弁護士は自治体職員に対する法務教育の責任者となってほしいということである。述べておきたいことがいくつかある。

その1として——自治体の首長自身が、自治体弁護士を自治体職員に対する法務教育の責任者とすることを明確に示し、首長自身も同弁護士の法的判断を最大限尊重する旨を、これまた明確にする必要がある。首長から軽く視られているようなことでは、同弁護士による法務教育の効果が大きく減殺されてしまうからである。

その2として——自治体職員に対する法務教育の仕方としては、職員の現存法務能力を大まかに推定したうえで（その職員のこれまでの職歴、在職年限等々を勘案して一応推定したうえで）、初級1年、中級1年そして上級1年に分け、「講義」「討論および演習」という授業スタイルを適宜に使い分けて進む（といっても、初級1年では民法・民訴法・行政法を体系的に講義することが中心になるだろう。法典国というわが国の場合には、いきなり討論するわけにはいくまい）。

初級1年からして配慮すべきは、自治体職員が実際に直面している問題を豊富に提供して、講師（もちろん自治体弁護士）がどのようなアプローチをし、どのような論理で法的根拠づけをするのかを、授業参加者の前でやってみせる、法的物の考え方の模範例を示すようにすることである。中級・上級と進むにつれて、講師よりもまず授業参加者に発言・討論を促し、講師はしかるべく議論を整理し論評する。もちろん、優れた発言を賞めることにやぶさかであってはならない。

中級・上級の授業参加者に対しては、授業でのプレゼンテーションの仕方について指導するほか、文章を書かせてみて（例えば先述した家賃補助拒絶ケースのような事案について、いかなる根拠づけをもって、どのような解決をすべきかを書かせてみて）、細かく添削して、法的判断に裏付けられた文章（それも他人に読んでもらえる文章）を書く仕方を実習させたいものである。去る6月23日逝去された元検事総長、吉永祐介氏が早稲田大学で講演されたとき、その前か後か今では記憶が定かでないが、私は直接お話を拝聴する機会を得た。いわく、「私は若い検事が書く起訴状とか上告趣意書とかに眼を通して、あちこち直す。こんな書き方をしたのでは裁判官は読んでくれない。こんな書き方をしたから敗訴になったのだ。こういうように書き直せ（後略）。」と。文書の添削というと、私はこれを思い出すのである。

その3として——自治体職員に対する法務教育は「授業」（研修ともいわれる）という形をとるだけでなく、日常の業務の中で発生した法的問題について、担当職員がする自治体弁護士に対する相談に対し、自治体弁護士がどのようなアプローチをして回答に到達し、その回答をどのように説明するか、その仕方を担当職

員が直接に体験するというプロセスを通じてもされることが出来る（井崎前掲論文23頁第3段，泉前掲論文30～31頁参照）。こうした日常の業務の中での法務教育が実を挙げるには，自治体弁護士と一般職員とが接触しやすい職場作りが必要であって（両者が「机を並べて一緒に働いて」いるといわれる，明石市の職場作りはまことにもっともなことである。泉前掲論文30頁第3段参照），自治体弁護士を顧問弁護士よろしく，別室に「隔離」するようなことをしてはいけないこと，もちろんである。

最後にその4として——実際に自治体の現場で，自治体弁護士として日々働き，自治体の要望（一般職員の政策法務力の向上）に応じておられる方が仕事にやりがいを感じ（何という幸福な方か！），「思い切って自治体に飛び込んで良かった」と述懐しておられるのは（流山市の自治体弁護士，帖佐直美「自治体の現場で求められている弁護士の力」自由と正義54巻3号，2013年3月，61頁参照），私によれば，極めて大きな意義を有する。

というのは，自治体弁護士がこのように実感されているということは，弁護士の新たな職域として自治体という場があるのだということ，証拠立てることにほかならないからだ。法律事務所で働くことだけが弁護士の進む道なのではない。自治体弁護士となって，自治体，同職員さらには地域の人々のために働くことは，有意義なキャリアではないか。こうしたいわば有力な証拠が発見できたことで，私の立論（他の方々も述べておられるところではあるが），即ち，弁護士の職域開拓の1つの目標として，自治体に注目すべしということも，強力な支柱を得たことになり，ここに厚く御礼申し上げたい（情報にうとい私に上掲帖佐論文を提供してくださった高村弁護士に謝意を表す）。

最後の最後として述べておこう。自治体弁護士に対しては，あるいはこういわれるかもしれない。即ち，自治体弁護士には弁護士としての職務遂行上の独立性が保障されていない。というのは，自治体の方針がこうだといわれたとき，それがコンプライアンスにそわない方針であろうとも，雇われている手前，NOとはいえないことになるだろうからである。こうした弁護士が増えてくると，上の「独立性」をプライドのよりどころとしてきた弁護士層の気風に悪い影響をおよぼすことにもなる，と。

しかし，自治体弁護士諸氏よ，こんな変な論法など気にする必要はないのだ。いやしくも自治体ともあろう組織体がコンプライアンスにそわない方針を打ち出して，自治体弁護士がその旨を指摘しても，耳を傾けないで強行するなどという事態がそうそうあるものではあるまい。あるとしても，極めてレアなケースであろう。自治体ではなくて私企業であれば，営利追求のあまり，企業内弁護士のアドバイスを無視して，コンプライアンスを破る拳に出ることもあろうけれども，

自治体についても同断だとまでいうのは、いささか無理があろう。ここで問題にしている「変な論法」は、自治体と私企業とをごっちゃにして考えるという前提において誤っているし、自治体についてはレアなケースを、あたかも常態かのよう一般化して主張しているという誤りにも陥っているのである。そうだとしたら、このような半ば中傷気味と感ぜられる立言などは相手にしないで、自治体弁護士は自信をもって前進していただきたい。

以上を承けて、本稿を簡潔にしめくくっておこう。自治体弁護士は徐々に増加しつつある。それだけ自治体弁護士に対する需要が増えつつあるということであり、弁護士としても自治体弁護士の仕事にやりがい、生きがいを感じておられる方が現にあるのだ。こうなれば、自治体弁護士は弁護士の有望な職域として成長していくことだろう。

意欲あふれかつ賢明な判断の下に、自治体弁護士採用・活用の推進役となっておられる明石市長泉房穂氏、流山市長井崎義治氏、それに加えて、自治体弁護士として精進され、自治体弁護士という新たな職域があることを身をもって証明された帖佐直美氏に深い敬意を表したい。これらの方々には自治体弁護士の文字どおりの開拓者であって、私としては今後の御発展を祈る。本稿は、私の主観では、自治体弁護士賛歌なのである。

執筆にあたり高村浩弁護士から受けた御厚意に改めて謝意を表するとともに、末尾になってしまったが、いわき市在住の矢吹道德氏および同市行政経営部大和田洋氏にも謝意を表したい（両氏の御厚意により、本文中に引用した井崎論文、倉田論文に接する機会を得たのであった）。以上をもって筆をおく。

(つづく)

今後の法科大学院はいかにあるべきか？ 各方面で大きな反響を呼んだ一冊。

法科大学院雑記帳

米倉 明 著

四六判上製 376頁

—教壇から見た日本ロースクール— 定価2,310円(税込) 平成19年6月刊

各方面で大きな反響を呼んだ前著に続く待望の第2弾。

法科大学院雑記帳Ⅱ

米倉 明 著

四六判上製 408頁

—教壇から見た日本ロースクール— 定価2,520円(税込) 平成22年2月刊

「家族」から発想する、いつくしむ世紀へ
 日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
 営業部 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061
<http://www.kaiko.co.jp/>